

(その1-1)

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

事業活動に伴い発生した廃棄物を各事業所において収集し、各産業廃棄物の種類ごとに排出事業所の指定する処理場へ搬入する。また、適正な処理のため委託契約書の締結、マニフェストの運用、処理事業所の許可状況の確認等を行います。なお、収集運搬する産業廃棄物の種類及び処理場については、次の通りです。今般は、燃え殻、ばいじんについて事業範囲の追加をします。

2. 県外で発生した産業廃棄物を青森県内の処分場に運搬する際は、排出事業所と青森県の事前協議終了後搬入する。また、県内排出の産業廃棄物を県外に搬出する際は、搬出先を管轄する自治体において事前協議が必要な場合には同協議終了後に搬出する。

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状		積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管場所の所在地	
1	汚 泥	9m ³ /月	泥 状		なし	
2	廃 油	450ℓ / 月	液 状		なし	
3	廃プラスチック 類	15 m ³ / 月	固形状		なし	
4	紙くず	15 m ³ / 月	固形状		なし	
5	木くず	15 m ³ / 月	固形状		なし	
6	繊維くず	9 m ³ / 月	固形状		なし	
7	動植物性残さ	15 m ³ / 月	固形状		なし	
8	金属くず	15 m ³ / 月	固形状		なし	

9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	15 m ³ / 月	固形状		なし	
10	がれき類	9 m ³ / 月	固形状		なし	
11	石綿含有産業廃棄物	2 m ³ / 月	固形状		なし	
12	燃え殻	10t / 月	粒 状		なし	
13	ばいじん	7t / 月	粒 状		なし	
14						
15						
16						

備考 取扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。